

中央区入札監視委員会設置要綱

平成17年8月29日

17中総経第93号

(設置)

第1条 中央区（以下「区」という。）の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するため、中央区入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 区が発注した工事、委託その他の契約（以下「区の契約」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 区の契約のうち委員会が抽出したのものに関し、競争入札に係る資格、指名の理由及び経緯、随意契約とした理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 前2号に掲げるもののほか、入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するために必要なこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約手続についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 委員会は、委員3人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は非公開とし、議事の概要はこれを公表する。

(区関係職員の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、区関係職員の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、第2条第2号の規定による抽出に関する事務をあらかじめ指定した委員に委任することができる。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号又は第2号に掲げる事務に関し、報告の内容又は審査した区の契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、区長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(必要な措置)

第9条 区長は前条第1項の意見の具申又は勧告があったときは、これを尊重し、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号又は第3号に掲げる事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、第2条各号に掲げる事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部経理課で処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。